

## 第32回 全国都市緑化あいちフェア実行委員会会則

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この会は、第32回全国都市緑化あいちフェア実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 本会は、平成27年に長久手市内において、第32回全国都市緑化あいちフェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フェアの企画、準備、開催及び運営に関する事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 組織等

#### (構 成)

第4条 本会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 経済団体、緑化推進団体及び市民団体の代表者又は役職者
- (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
- (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

#### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 4名

監 事 2名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 副会長は、名古屋市長、長久手市長、愛知県副知事及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。

4 監事は、愛知県会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構事務局長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。特に指名がない場合は、愛知県副知事が代行する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 本会に名誉顧問及び顧問(以下「顧問等」という。)を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、本会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(参 与)

第8条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応ずる。

(アドバイザー)

第9条 フェアの展開に関し専門的な観点から助言を得るため、本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(任 期)

第10条 委員、役員、名誉顧問、顧問、参与及びアドバイザーの任期は、本会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報 酬)

第11条 委員、役員、名誉顧問、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会とする。

## 第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(招 集)

第15条 総会は、会長が招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営及び議決)

第17条 総会は、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員等からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

2 委員等が出席できない場合、その団体に所属するものを、委員等の代理者に充てることができる。この場合は、当該代理者には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。

3 議事の議決は、出席した委員等の過半数をもって決するものとする。同数の場合は、会長が決するものとする。

#### 第4章 専門部会

(専門部会)

第18条 会長は、特に必要があるときは、フェアの実施等について専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第19条 会長は、総会の招集するいとまのない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を名古屋市内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 財務会計

### (経費)

第21条 本会の運営及び事業実施に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 主催者負担金
- (2) 協賛金
- (3) その他収入

### (会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、平成25年度の会計年度は、本会設立の日から始まり、平成26年3月31日をもって終わる。

3 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

### (予算及び決算)

第23条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (資産の管理)

第24条 本会の資産の管理は、会長がこれを行う。

## 第8章 解散

### (解散)

第25条 本会は第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

### (残余の財産)

第26条 本会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第9章 補則

### (委任)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この会則は、平成25年11月27日より施行する。